

【 投票の方法 】

《選挙の当日の投票と期日前投票・不在者投票とは投票の方法が異なりますのでご注意ください。》

1. 選挙の当日（10月27日）に投票する場合の投票方法

○選挙の当日の投票の流れ

- (1) 投票所入場券に記載されている投票所で投票することができます。
- (2) 投票所の受付で投票所入場券を渡して、選挙人名簿との対照を受けます。
※投票所入場券がなくても、選挙人本人であることが確認できれば投票することができますので、投票所にて係員にお申し出ください
- (3) 小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、国民審査の3つについて投票を行います。それぞれの投票方法は以下のとおりです。

◆投票の方法◆

①小選挙区選出議員選挙

投票用紙（水色）には、「候補者の氏名」を記入してください。

※候補者の氏名以外のことを記入すると無効になる場合があります。

②比例代表選出議員選挙の投票方法

投票用紙（ピンク色）には、「政党等の名称又は略称」を記入してください。

※政党等の名称又は略称以外のことを記入すると無効になる場合があります。

③国民審査の投票方法

- ・投票用紙（うぐいす色）には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「×」を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- ・投票用紙に○、◎、□、レ、◆等を記載するとその投票は無効となります。
- ・投票したくない方は、投票用紙を受け取らないでください。
- ・投票用紙を受け取った後でも、投票したくない方は、投票箱には入れずに係員に投票用紙を返却してください。

2. 選挙の当日（10月27日）に投票所に行けない場合の投票方法

仕事や旅行、入院等で、選挙の当日に投票所に行けない場合は、期日前投票や不在者投票をすることができます。

○期日前投票・不在者投票の投票方法

選挙の当日（10月27日）に投票する場合と同じ投票方法となります。

○期日前投票（10月16日（水）～10月26日（土）、午前8時30分～午後8時）

選挙の当日（10月27日）に用事のある方は、期日前投票をすることができます。期日前投票所については、当ホームページ内でご確認いただけます。

ただし、一部の期日前投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

○不在者投票（10月16日（水）～10月26日（土）、午前8時30分～午後8時）

長期の旅行や仕事、引越（県内への転出）などにより、現に選挙人名簿に登録されている市町村の投票所に行けないと見込まれる方は、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会において、不在者投票ができます。

◆不在者投票の流れ◆

① 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、直接又は郵送により投票用紙等を請求します。

※ 請求から交付までに一定時間を要すること、また、選挙の当日（10月27日）の前日までに不在者投票に係る一連の手続きを終える必要があることから、早めに請求してください。

公示日の前に請求することもできます。

② 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会から、「投票用紙」、「投票用封筒（外封筒及び内封筒）」、「不在者投票証明書」が郵送で届きます。

※ 不在者投票証明書の入っている封筒は、開けると無効になりますので、ご注意ください。

③ 選挙の当日（10月27日）の前日までに、②の書類一式を持参して、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会で、不在者投票をします。

※ 不在者投票は、投票用紙に記載後、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒へ入れて封をし、投票用外封筒の表面に署名します。



ご家族やお友達で、ご近所や学校・職場で、声を掛け合い、みんなで投票所に足を運びましょう。